

# 「輸出貿易管理令の運用について」

輸出注意事項 62 第 11 号・62 貿局第 322 号

最終改正 輸出注意事項 2026 第 4 号・20260126 貿局第 1 号  
令和 8 年 1 月 30 日・貿易経済安全保障局

(抜粋)

## ★1-1の(7)の(イ) 輸出令別表第1の解釈

輸出令別表第1の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。

なお、輸出令別表第1中、次の表の「輸出令別表第1の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第1（これに基づく貨物等省令を含む）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は、「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかっているときは、当該「輸出令別表第1中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。

輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解釈
3の2	原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子	原料として用いることができる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子をいう。
	ワクチン	医療用のワクチンを含む。人又は動物の疾病を防止するため、接種により免疫の機能を促進するためのものであって、製造者又は使用者が所在する国の規制当局の薬剤規格をもって認可を受けている医薬品で、販売又は臨床試験（獣医学的臨床試験含む。）の実施の認証を受けているものをいう。
	アンデアン・ポテト・ラテン・ウイルス	Andean potato latent virus (Potato Andean latent tymovirusを含む。)をいう。
	水疱性口内炎ウイルス	Vesicular stomatitis virusをいう。
	再構成1918年インフルエンザウイルス	別名再構成1918年スペインかぜインフルエンザウイルスともいう。
	リッサウイルス属のウイルス	狂犬病ウイルス、ラゴスコウモリウイルス、モコラウイルス、ドゥベンヘイジウイルス、ヨーロッパコウモリリッサウイルス1、ヨーロッパコウモリリッサウイルス2、オーストラリアコウモリリッサウイルスをいう。
	テュクロウイルス	Choclo virusをいう。

ハンタンウイルス	Hantaan virusをいう。	
豚ヘルペスウイルスー1	別名仮性狂犬病ウイルス、オーエスキ一病ウイルスともいう。	
ポテト・スピンドル・チュバー・ウィロイド	Potato spindle tuber viroidをいう。	
ルヨウイルス	Lujo virusをいう。	
貨物等省令第2条の2第1項第二号中のウェルシュ菌		イプシロン毒素を产生するウェルシュ菌の株のみが規制対象であり、食品の試験及び品質管理のために用いられるウェルシュ菌株は除く。
牛肺疫菌（小コロニー型）	Mycoplasma mycoides subspecies mycoides SC (small colony)をいう。	
志賀赤痢菌	Shigella dysenteriaeをいう。	
山羊伝染性胸膜肺炎菌F38株	Mycoplasma capricolum subspecies capripneumoniae (strain F38)をいう。	
コノトキシン		次の全てに該当するものを除く。 イ 医師による権限の下で、試験及び人に対する投与のために設計された製剤 ロ 発送するために事前に包装された臨床用の薬剤又は試薬 ハ 政府の販売の許可を受けた臨床用の薬剤又は試薬
志賀毒素	別名志賀様毒素又はベロ毒素（verotoxins及びverocytotoxinsをいう。）ともいう。	
ジアセトキシスルペノール	別名デアセトキシスルペノールともいう。	
ビスカミン	別名ビスカムアルバムレクチンともいう。	
ボツリヌス神経毒素		次の全てに該当するものを除く。 イ 医師による権限の下で、試験及び人に対する投与のために設計された製剤 ロ 発送するために事前に包装された臨床用の薬剤又は試薬 ハ 政府の販売の許可を受けた臨床用の薬剤又は試薬

クラビバクター・ミシガネンシス 亜種セペドニカス	ジャガイモ輪腐病の病原菌 <i>Clavibacter michiganensis</i> subsp. <i>sepedonicus</i> ( <i>Clavibacter sepedonicus</i> 、 <i>Clavibacter michiganense</i> subsp. <i>sepedonicus</i> 、 <i>Corynebacterium michiganensis</i> subsp. <i>sepedonicum</i> 又は <i>Corynebacterium sepedonicum</i> を含む。) をいう。
コクシジオイデス・イミチス	<i>Coccidioides immitis</i> をいう。
コクシジオイデス・ポサダシ	<i>Coccidioides posadasii</i> をいう。
コレトトリクム・カーハワイ	コーヒ炭疽病の病原菌 <i>Colletotrichum kahawae</i> ( <i>Colletotrichum coffeatum</i> var. <i>virulans</i> を含む。) をいう。
ザントモナス・アルビリネアンス	サトウキビ白すじ病の病原菌 <i>Xanthomonas albilineans</i> をいう。
ザントモナス・オリゼ・パソバー・オリゼ	イネ白葉枯病の病原菌 <i>Xanthomonas oryzae</i> pv. <i>oryzae</i> ( <i>Pseudomonas campestris</i> pv. <i>oryzae</i> を含む。) をいう。
ザントモナス・シリ・パソバー・シリ	柑橘かいよう病の病原菌 <i>Xanthomonas citri</i> pv. <i>citri</i> ( <i>Xanthomonas axonopodis</i> pv. <i>citri</i> 又は <i>Xanthomonas campestris</i> pv. <i>citri</i> を含む。) をいう。
シンキトリウム・エンドビオチクム	ジャガイモがんしゅ病の病原菌 <i>Synchytrium endobioticum</i> をいう。
スクレロフトラ・ライシアエ・バラエティ一・ゼアエ	<i>Sclerophthorarayssiae</i> var. <i>zeae</i> をいう。
セカフォラ・ソラニ	じゃがいもsmut病の病原菌 <i>Thecaphora solani</i> をいう。
チレチア・インディカ	カルナール黒穂病の病原菌 <i>Tilletia indica</i> をいう。
バイポラリス・オリゼ	イネごま葉枯病の病原菌 <i>Bipolaris oryzae</i> ( <i>Cochliobolus miyabeanus</i> 又は <i>Helminthosporium oryzae</i> を含む。) をいう。
プクシニア・グラミニス亜種グラミニス・バラエティー・グラミニス	ムギ類の黒さび病の病原菌 <i>Puccinia graminis</i> ssp. <i>graminis</i> var. <i>graminis</i> 又は <i>Puccinia graminis</i> ssp. <i>graminis</i> var. <i>stakmanii</i> ( <i>Puccinia graminis</i> 又はsyn. <i>Puccinia graminis</i> f. sp. <i>tritici</i> を含む。) をいう。

プクシニア ・ストリイ フォルミス	ムギ類の黄さび病の病原菌 <i>Puccinia striiformis</i> (syn. <i>Puccinia glumarum</i> を含む。) をいう。
プセウドセ ルコス ポ ラ・ウレイ	パラゴムノキ南米葉枯病の病原菌 <i>Pseudocercospora ulei</i> ( <i>Microcyclus ulei</i> 又は <i>Dothidella ulei</i> を含む。) をいう。
ペロノスク レロスボラ ・フィリビ ネンシス	サトウキビベと病の病原菌 <i>Peronosclerospora philippinensis</i> ( <i>Peronosclerospora sacchari</i> を含む。) をいう。
マグナポル テ・オリゼ	イネいもち病の病原菌 <i>Magnaporthe oryzae</i> ( <i>Pyricularia oryzae</i> を含む。) をいう。
ラルストニ ア・ソラナ セアルム・ レース 3 及 び次亜種 2	青枯病の病原菌 <i>Ralstonia solanacearum</i> , races 3, biovar 2をいう。
核酸の塩基 配列	次のいずれかに該当する微生物の病原性を発現させる核酸の塩基配列をいう。 イ 核酸の塩基配列又は核酸の塩基配列を転写又は翻訳した生産物を通じて、人、動物又は植物の健康に重大な危害を加えるもの ロ 塩基配列を挿入し、又は組み込むことにより、微生物又はその他の生物における人、動物又は植物の健康に重大な危害を加える能力を高めるもの
遺伝要素	遺伝的に改変されているかどうか、又は全部若しくは一部が化学的に合成されているかどうかを問わない。
復元可能	材料の不活性化及び調製が、核酸の分離、精製、増幅、検出若しくは同定の促進を意図したものである場合又はそうなることが知られている場合には、不活性化された組織体、ウイルス又はサンプルからの核酸の復元が可能であるとみなす。
病原性を付 与若しくは 増強する	核酸の塩基配列を挿入し、又は組み込むことにより、意図的に病気又は死を引き起こす能力を付与又は増強することをいう。 毒性、伝染性、安定性、感染経路、宿主域、再現性、宿主の免疫を回避又は抑制する能力及び医学的対策に対する抵抗性又は検出能に関する変更を含む。
大腸菌の核 酸の塩基配 列（志賀毒 素又はその サブユニッ トの遺伝要 素を持つも のに限る。） を有するも の以外のも の	大腸菌の核酸の塩基配列(志賀毒素又はそのサブユニットの遺伝要素を持たないものに限る。)を有するものをいい、大腸菌の核酸の塩基配列を有しないものは含まない。

開発、製造若しくは散布に用いられる装置	開発、製造若しくは散布に用いることができる装置をいう。
物理的封じ込めに用いられる装置	物理的封じ込めに用いることができる装置をいう。
P 3 又は P 4	別名 B L 3 若しくは B L 4 又は L 3 若しくは L 4 ともいう。
P 3 又は P 4 の装置	WHOの実験室バイオセーフティ指針 (L a b o r a t o r y B i o s a f e t y M a n u a l) で定めるバイオセーフティレベルが P 3 又は P 4 の設計及び設備の基準を全て満たしている装置 (実験室であって、定置されるもの又はトレーラーにより移動が可能なものをいう。) をいう。
発 酵 槽	バイオリアクター、ケモスタット又は連続培養方式を含む発酵装置をいう。
培 養 容 器	発酵槽に組み込まれる容器単体をいう。
使い捨て培養容器	一回限りの使用 (装置本体に取り付け、培養のために使用した後、当該培養容器を取り外すまでの使用をいう。) で使い捨てるものであって、装置本体から取り外した状態で滅菌又は消毒をした後、再度使用することのできないもの (取り外した後、そのまま廃棄するものを含む。) をいう。
収 容 装 置	密閉式の使い捨て式培養容器を、収容、保持又は固定するものをいう。剛性のある側壁を持つ使い捨て式培養容器を含む。
パラメータ	発酵槽の運転温度、p H、栄養成分濃度、かくはん条件、溶存酸素量、通気条件、泡沫制御を含む。
遠心分離機及び使い捨て式の遠心分離機	デカンターを含む。
流 量	遠心分離機の流入口での流量をいう。
クロスフローろ過用の装置	供給液を膜面に沿って流し、透過液が供給液を直角方向に流れるろ過方法を用いたものをいう。  次の全てに該当する部分品のみをろ過用の部分品として用いたものを除く。 イ 供給液を中空糸の外側に流し、透過液が中空糸の内側に流れるろ過方法を用いたもの ロ 中空糸について、供給液の供給口がある側の端が閉じられているもの ハ 供給液の供給口がある側の方向と透過液の排出される方向が一直線上にありかつ供給

		液の供給口がある側の方向と供給液の排出口又は廃棄口がある側の方向が一直線上にならぬ構造になっているもの
貨物等省令第2条の2第2項第四号ロ(一)の滅菌	物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学薬剤の使用により、当該装置から全ての生きている微生物を除去することを意味する。	
貨物等省令第2条の2第2項第四号ロ(一)の消毒	化学薬剤の使用により、微生物（通常、細菌の芽胞以外）の数を減少させるプロセスを意味するが、必ずしも全ての微生物を殺したり除去するものではない。	
使い捨ての部分品	一回限りの使用（装置本体に取り付け、ろ過のために使用した後、当該部分品を取り外すまでの使用をいう。）で使い捨てるものであって、装置本体から取り外した状態で滅菌又は消毒をした後、再度使用することのできないもの（取り外した後、そのまま廃棄するものを含む。）をいう。	
貨物等省令第2条の2第2項第四号の二中の部分品		次の全てに該当するものを除く。 イ 供給液を中空糸の外側に流し、透過液が中空糸の内側に流れるろ過方法を用いたもの ロ 中空糸について、供給液の供給口がある側の端が閉じられているもの ハ 供給液の供給口がある側の方向及び透過液の排出される方向が一直線上にありかつ供給液の供給口がある側の方向及び排出口又は廃棄口がある側の方向が一直線上にないろ過構造になっているもの
24時間につき10キログラム以上1,000キログラム未満の氷を作る能力	水を基準物質とし、内部の圧力を13パスカルに保持した状態における能力をいう。	
水分蒸発量	1時間あたりの最大の水分蒸発量をいう。	
最小の部分品の変更	噴霧ノズルの交換を含む。	
平均粒子径	レーザー回折により測定したものをいう。	

物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置	物理的封じ込め施設において用いることができる防護のための装置をいう。	
衣 服	フードと一体のものをいう。	
粒子状物質の吸入の試験に用いるように設計された装置	実験動物等に試験する物質を主に呼吸器を通して投与し、生体への影響を観察するために設計された装置をいう。	
噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品		伝染性のエアゾールの形態で生物剤を散布することができないものは含まない。
粒 径	ドップラーレーザー法又は前方型レーザー回折法のいずれかで測定したものとする。	
体積メディアン径	VMD (Volume Medium Diameter) をいう。	
エアゾール発生装置	ノズル、回転ドラム方式のアトマイザー又は類似の装置であって、航空機に搭載するよう設計又は改造した装置をいう。	
システム合成スケール	システムに互換性のある最大の反応容器を用いて合成できる最大量 (mmol) をいう。複数のペプチドが並行して生成される場合は、最大の互換反応容器 (L) の合計をいう。	